

工事請負契約締結後における単価適用日の変更に伴う 特例措置について

平成27年1月22日
福島県入札監理課

「土木事業単価表」、「建築関係事業単価表」及び「農林土木事業単価表」に基づき積算を行った工事について、賃金や建設資材等の急激な変動に対処するため、契約締結後に単価適用日を変更することができることとなったことに伴い、下記のとおり特例措置を定めます。

なお、単価適用日の変更については、農林土木事業単価表にあつては農林技術課、土木事業単価表及び建築関係事業単価表にあつては技術管理課にお問い合わせください。

1 措置の内容

2に定める工事の受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第51条の規定に基づき、当初契約締結日（以下「基準日」という。）時点における直近の単価表を適用した積算に基づく契約に変更するため請負代金額の変更の協議を発注者に対して請求することができます。

2 適用対象工事

平成27年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、基準日における直近の単価表を適用しないで積算している工事となります。

適用対象工事にあつては、発注者が受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを契約時点で説明することとします。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P \text{ 補正} \times k$$

この式において、P補正及びkはそれぞれ次の額を表します。

P補正：基準日における直近の単価表により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

4 協議の請求期限

この特例措置に基づく受注者からの請負代金額変更の協議の請求期限については、原則として当初契約締結の日から30日以内となります。

ただし、当該案件が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく議決を要する場合、議会の議決を得て本契約として成立した日から30日以内となります。

5 その他

単価適用日の変更に基づく変更契約後においても、約款第25条第1項から第4項まで（全体スライド）、第5項（単品スライド）、第6項（インフレスライド）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することが出来ます。

単品スライド条項に係る県の運用について（ポイント）

【最終改正 H21. 2. 19】

1. 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

工事の総価に大きな影響を及ぼす各材料（「鋼材類」、「燃料油」に分類されるものに限らない。）

【スライド適用の対象工事】

搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事

2. スライド条項の適用手続

（1）請求時期、契約変更の時期

原則工期末の2月前までに請求 → 工期末に変更契約

（2）証明書類の提出

受注者が請求する場合又は発注者の請求額に受注者が異議を申し立てる場合、受注者は、受注者が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

3. スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類等〕 現場に搬入された月の実勢価格（計画工程表等による搬入月の実勢価格）

（注）複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢価格（工期中の各月の実勢価格の平均価格又は計画工程表等による購入月の実勢価格）

（注）複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

※（ ）は発注者が請求する場合

4. スライド額の計算で用いる対象数量

- ・ 設計図書に記載された数量
- ・ 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- ・ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量
- ・ 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量（受注者が請求する場合）

5. スライド額（S）の計算

【鋼材類等】{搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格} × 対象数量 × 落札率
＋) 【燃料油】{購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格} × 対象数量 × 落札率
±) スライド前の請負代金額の1%相当額

スライド額（S）

（注1）対象数量は原則として上記4によるが、受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入金額合計、燃料油の購入金額合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入金額を用いて計算する。（受注者が請求する場合）

（注2）実際の購入金額が発注者が計算した金額を上回り、かつ、上記2（2）の証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合は、実際の購入金額を用いて計算する。（発注者が請求する場合）

6. その他

工期末が平成21年3月31日以前である工事に係る発注者の請求については、工期前かつ平成21年3月4日までとする。

【問い合わせ先】

土木部技術管理課 電話024-521-7461

総務部入札監理課 電話024-521-7899

※ 個別の工事に係る適否については、各発注機関へお問い合わせください。